

## I 計画の策定趣旨

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの変化等を背景に、食の多様化が大きく進展しています。それと共に、食への意識が希薄となっている現状が懸念され、栄養の偏りや不規則な食事等が大きく関係すると考えられる“肥満”や“生活習慣病”等が健康課題として表れています。

さらに、流通の多様化は、海外の農産物の輸入や多種多様な食材が季節に関わらず手に入る状況を招き、農産物がどのように栽培され収穫されるのかがわからずに食べている人も多く、地元の食材の旬も感じにくいなど、生産者と消費者の距離が広がっている様子も見受けられます。

このような状況を踏まえ、平成17年6月に食育基本法が制定され、その中で食育は「生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育、徳育及び体育の基礎となるもの」「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられており、平成18年3月には食育推進基本計画を決定、国をあげての食育推進が図られています。今後は更に、ライフステージや生活様式に応じた対応が求められているところです。

福島県においては、福島県食育推進計画「おいしくイキイキ食育プラン」が平成19年に策定され、更に、幼児の朝食欠食や安全・安心な食への関心の高まり等の新たな課題に対応するため、第二次計画が策定されました。

本市において食育は、学校・地域・団体・事業者等がそれぞれ取り組んできたところではありますが、今後は全市一丸となった市民運動として進める必要があります。

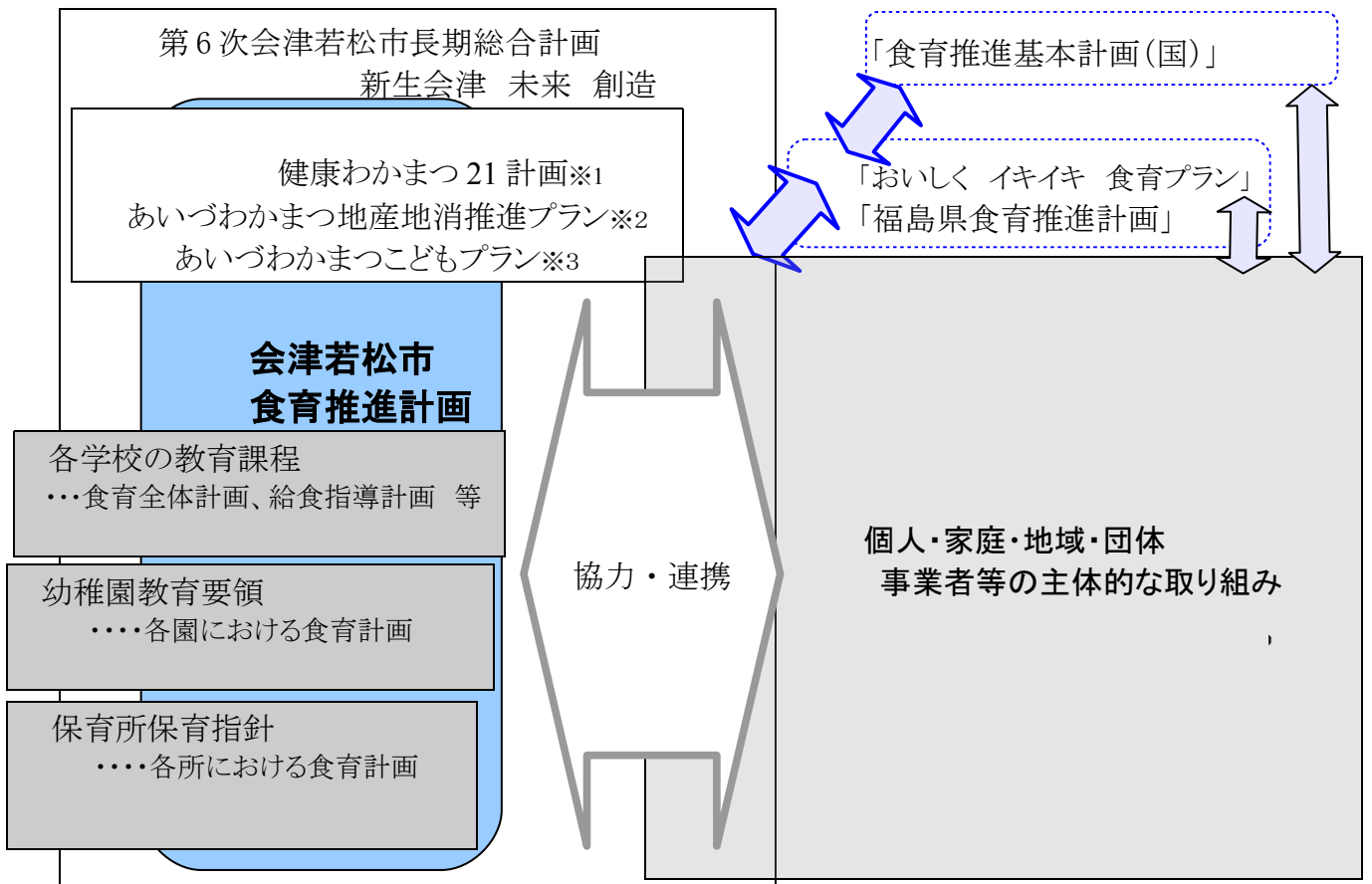
また、本市は、多くの先人たちによって培われてきた歴史、文化のまちであり、豊かな自然は、米、野菜、果物などの多様な農産物を育て、食材に恵まれた食文化を持つ地域でもあります。

社会背景や、このような地域の特性を生かしながら、食育推進において、**「食で育む『こころ』と『からだ』の元気なあいづっこ」**を市民運動として目指す姿とし、個人・家庭・学校・地域・団体・事業者等が“食育”によりつながることで、市民一人ひとりが健康でいきいきと自分らしく暮らすことができ、ひいては、元気なまちづくりにつながるよう、本市における食育推進計画を策定するものです。

## II 計画の位置づけ

食育推進計画は、食育基本法第18条\*に基づく市町村食育推進計画です。食育関連計画である「健康わかまつ21計画」、「あいづわかまつ地産地消推進プラン」、「あいづわかまつこどもプラン」、各学校の「食育全体計画」等と整合性を持ち、それらをつなぐ支柱的な位置づけとなります。

また、学校・地域・団体・事業者等が協力して食育を進めます。



※1 「健康わかまつ21計画」…栄養・食生活分野などでの取り組みを含めて、健康づくりや疾病予防を推進する計画

※2 「あいづわかまつ地産地消推進プラン」…、食と農における交流や体験活動などを含めて、地産地消を推進する計画

※3 「あいづわかまつこどもプラン」…食育を通じた子育て支援を含めて、少子化対策を推進する計画

## III 計画の期間

この計画の期間は、生活習慣に通じる息の長い取り組みという意味で、平成23年度から32年度までの10年間とします。

なお、中間年次である平成27年に中間評価を実施するとともに、必要性に応じて随時見直しを行うものとします。

\* 食育基本法第18条…市町村食育推進計画の項。市町村は食育基本計画及び県食育推進計画を基本として食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。